

## 札幌市の景観施策とさっぽろテレビ塔の塗替に係る取組について

札幌市都市計画部地域計画課都市景観係長 伊藤哲夫

## 1. 札幌市における景観誘導施策

札幌市は、鮮明な季節変化の中、豊かな自然と近代的な街並みにより構成された魅力的な都市景観が形成されている。

札幌市では、自然や都市形成の歴史・文化等を活かした、札幌らしい魅力ある都市景観の形成を図るため、昭和56年(1981年)から景観施策の取組をはじめ、平成9年(1997年)には「都市景観基本計画」を、平成10年(1998年)には「都市景観条例」を定めるなど、良好な景観形成へ向け様々な施策を実施してきた。その後、景観法が施行されたことを受け、平成20年(2008年)には「景観計画」の策定と「都市景観条例」の改正が行われ、より積極的な景観行政を推進している。

「景観計画」では、市域全域を景観計画区域と定めるとともに、地区の特性を踏まえ特に良好な景観の形成を図る区域として景観計画重点区域を定めている。景観計画区域では主に大規模な建築物等に対する景観誘導を、景観計画重点区域では規模に関わらず、きめ細かな制限による景観誘導を行っている。また、基調となる色彩の範囲を札幌の景観色70色とする「色彩景観基準」を定めていることも特徴の一つである。

## 2. さっぽろテレビ塔の塗替

さっぽろテレビ塔は昭和32年(1957年)にテレビ放送用電波塔として建設され、その後、約10年ごとに塗替が行われており、今回実施される塗替については、景観計画重点区域大通地区内における建築物等の外観の色彩変更として、景観法に基づく届出がなされた。(図1)

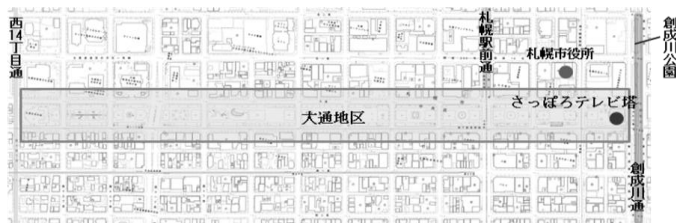


図1：景観計画重点区域大通地区とテレビ塔の位置

また、今回の塗替にあたっては、さっぽろテレビ塔の公共性や象徴性、札幌における重要な都市軸である大通に位置し景観上の焦点となっていること、また、前回塗替時に下部展望台の色彩を変更したことで、塗替後に市民から意見が寄せられたことなどに鑑み、協議の方向性等について札幌市都市景観審議会に対し意見を求めた。(写真)



写真：左が遠景、右が近景、それぞれ配慮要素が異なる

## 3. 札幌市都市景観審議会における審議

本件に関しては、平成24年度の札幌市都市景観審議会において継続的な審議が行われ、シンボリックな施設に対し消去融和型の制限をそのまま適用するべきか等、他都市の施策やシンボル施設の事例等も踏まえ、札幌市としてどのように取組むべきか意見が出された。その後、協議の方向性等について審議会意見として以下のように取りまとめられた。

- 1) シンボルとしての位置付け、考え方
- 2) 色彩選定において考えられる配慮要素
- 3) 色彩決定にむけたコンセプトの明確化
- 4) 色彩決定までのプロセス等

取りまとめた審議会意見は、事業者に対して情報提供すると共に、札幌市のホームページにおいて公開している。

## 4. 色彩の検討と協議

色彩の選定に向けた事業者側の対応としては、①市民アンケートの実施、②第三者による塗装検討委員会による色彩案の検討、③都市景観審議会における意見、の3点を踏まえた計画案が作成され、各種メディアを通じ市民にも伝えられた。

その後、事業者によってまとめられた計画案について、大通地区の景観形成方針や行為の制限、景観審議会意見等を踏まえた協議を行い、色彩が決定した。

## 5. 波及効果と今後

今回、一連の取組については、事業者側も各種メディアを通じた情報発信を行っており、市民アンケート以外にも市民から色彩案が提出されるなど、市民が都市景観について考え、議論する機会となった。

また、今後に向けて景観上特に重要な案件に対する協議プロセスのありかたや市民への情報発信など、幅広く検討していく必要がある。